

船橋市平和派遣事業の派遣者選考に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市が実施する平和派遣事業（以下「事業」という。）の派遣者を選考するために必要な事項を定める。

(選考委員会)

第2条 選考に当たっては、派遣先に応じた平和派遣事業選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、総務部長、総務法制課長及び総務部長が指名する者で構成する。

3 委員長は、総務部長とする。

4 委員長は、必要に応じ、委員長代理を指名することができる。

5 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となり、議事を整理する。

6 委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ開くことができない。

7 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

8 委員会は、総務部総務法制課に事務局を置く。

(選考方法)

第3条 各委員は、応募者から提出された作文について、事業に参加する目的意識、今後を活かす意欲及び啓発意識を持っているか等を考慮して、10点満点で評価し、事務局においてその合計点を算出する。

2 事務局は、前項の採点結果により順位をつけ、上位の者から派遣者名簿を作成する。

3 前項の規定に基づき順位をつけた結果、同点数の者が生じたことにより定員を超えた場合、事務局は、平和派遣事業への応募実績等を鑑みて総合的に評価し、派遣者名簿を作成するものとする。

4 派遣先が2か所以上となる場合については、事務局において順位が上位の者から、応募者の希望に応じた派遣先により派遣者名簿を作成するものとする。

5 事務局は、第2項から前項までの規定に基づき作成した派遣者名簿を、委員会に提出するものとする。

6 委員会は、事務局より提出された派遣者名簿の内容を検討し、派遣者を決定するものとする。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 7 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。